

ケアハウス メゾンヴェルト 運営規程

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みどり共生会が設置経営する、ケアハウス メゾンヴェルト（以下『施設』という。）の管理運営について必要な事項を定め、業務の適正且つ円滑な執行と老人福祉法の理念に基づき、利用者の処遇の充実並びに生活の安定を図ることを目的とする。

(管理運営方針)

第2条 施設の運営管理については、老人の特性に配慮した住みよい住居を提供し、利用者の自主性尊重を基本として、利用者が明るくこころ豊かな生活ができるよう、食事の提供、入浴の準備、相談機能の充実、余暇活動の援助、疾病、災害等緊急時の対応等処遇に万全を期することを基本方針とする。

(利用者の定員)

第3条 施設の利用者定員は16名とする。

(利用者の資格)

第4条 施設に入居できる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 年齢は60歳以上であること。ただし、夫婦で入居の場合は一方が60歳以上であれば差し支えない。
- (2) 身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者であり、家族と同居できない者及び自炊等に困難不安のある者。
- (3) 伝染性疾患及び精神性疾患等を有せず、且つ問題行動を伴わない者で共同生活に適応できる者。
- (4) 介護を必要としないで、自力で日常生活を営むことができる者。
- (5) 生活費に充てることのできる資産、所得、仕送り等があり、所定の利用料が払える者。
- (6) 原則、確実な保証能力を有す身元保証人2名をたてられること。(ただし、単身者で身元保証人が立てられない場合は、要相談となります。)

(利用料等)

第5条 施設の利用料等の額は、国の定める基準に従って別表のとおりとする。

第 2 章 職員及び職務

(職員の区分及び定数)

第 6 条 施設には次の職員をおく。

- | | | |
|-----|-------|----|
| (1) | 管理者 | 1名 |
| (2) | 生活相談員 | 1名 |
| (3) | 介護職 | 1名 |

2 施設の職員は、併設の特別養護老人ホームメゾンヴェルトの職員としても所属し、その管理運営について定められた業務に従事するものとする。

(職 務)

第 7 条 管理者は、理事長の命を受け所属職員を指揮監督し、施設の業務を統括するものとする。

- 2 生活相談員は、施設会計・財産管理・庶務等の事務を行う。
- 3 生活相談員は、利用者の生活向上に必要な生活指導・相談・援助等を行う。
- 4 介護職は、利用者の援助並びに清掃を行う。

第 3 章 入居及び退居

(入居の申込み)

第 8 条 施設への入居希望者は、入居申込書（様式 1）を提出しなければならない。

- 2 施設は入居申込書の提出があったときは、その内容を確認の上、利用申込者名簿に記入し、登録するものとする。

(入居希望者の面接調査)

第 9 条 入居希望者の調査は、本人及び身元保証人との面接により行うものとする。

- 2 前項の調査は生活状況、家族状況等について詳細に聴取すると共に、健康診断書（様式 2）の提出を求め、健康状態を把握するものとする。
- 3 前項の調査の結果、入居を適当と認めた者に対しては、入居を承認する旨を、また、入居を不適当と認めた者に対しては、入居を承認しない旨を本人に通知するものとする。

(入居の手続き)

第 10 条 入居を承認された者は、次の書類を管理者に提出しなければならない。

- (1) 入居契約書
- (2) 身元保証書(様式3)
- (3) その他、管理者が特に必要と認めた書類。

(利用者台帳の整備)

第 11 条 利用者に対しては、入居時の健康診断を行うとともに、本人のこれまでの生活状況、家庭状況等を利用者台帳に記録し、入居後の健康管理、相談、助言等に備えるものとする。

(退 去)

第 12 条 施設は、利用者の退去に際しては、居宅介護支援事業者又は介護保険施設に対する情報提供に努めるほか、その他保健医療サービスを提供する者との密な連携に努める。

- 2 利用者は退去しようとするときは、2か月前までに退所届(様式4)を管理者に提出しなければならない。

(死 亡)

第 13 条 管理者は、利用者が死亡した時は、身元保証人に連絡する等必要な措置をとるものとする。

(入居の取消)

第 14 条 管理者は、利用者が次の各号の一つに該当するときは、入居契約を解除し入居を取消することができる。

- (1) 不正又はいつわりの手段によって入居の承認を受けたとき。
- (2) 正当の理由なく利用料を3か月分以上滞納したとき。
- (3) 日常の起居動作に介助を必要とし、施設での生活が著しく困難と認められたとき。
- (4) 身体的又は精神的疾患のため、施設の生活に著しい支障を与える恐れがあると認められたとき。
- (5) 前各号のほか、施設での生活が不相当と認められたとき。

(居室の変更)

第 15 条 管理者は、利用者が次の各号に該当するときは居室の変更をすることができる。

- (1) 2人居室の利用者がいずれか一方の死亡等により1人となったとき。
- (2) 利用者の身体的機能の低下等、居室を変更することが適当と認められたとき。
- (3) その他、管理者が必要と認めるとき。

(サービス提供の基本原則)

第16条 利用者の処遇については老人福祉法の理念に基づき、利用者がその心身の状況に応じて快適な日常生活を営むことができるよう配慮することに努める。

- 2 年間行事、レクリエーションなど利用者が生きがいをもって生活するための機会を提供するように努める。

(相談・助言)

第17条 利用者に対しては、親身になって各種相談に応ずるとともに、適切な助言を行い必要に応じて行政や在宅福祉サービス等の実施者と十分な連携をとり、その有効な利用について積極的に援助を行うものとする。

(食 事)

第18条 利用者に対して毎日3食を給し、高齢者に適した食事を提供するものとする。
ただし、予め食事をしない旨の連絡があった場合には提供しなくてもよいこととする。

(欠食されたものについての返金は、1週間前までに届出書を提出した場合のみ、朝食200円、昼食300円、夕食300円の返金とする。ただし、返金は欠食した分のみとする。)

- 2 食品の調理加工及び保管は衛生的に行い、栄養士による毎日の献立表を作成して栄養のバランスに留意するものとする。

(入 浴)

第19条 入浴は週3日以上とし、利用者が定められた時間帯に入浴できるよう準備を行うものとする。

- 2 各部屋の浴室の入浴及びシャワーは利用者が常時使用できるよう配慮する。
- 3 原則として、個別の入浴介助は行わないこととする。

(生活援助)

第20条 利用者に対する日常生活の必要な便宜をする。

- 2 利用者が入居後において心身の変化等で家事等が独力でできず、又病気等で介護者が必要になった場合には、外部の在宅福祉サービス等が受けられるよう迅速な措

- 置をとることとする。この場合、所要の費用は利用者の個人負担とする。
- 3 身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為は、緊急やむを得ない場合を除き行わないこととする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第 21 条 施設は虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し虐待防止のための研修を定期的開催するための計画を定める。
- 2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、再発の確実な防止策を講じるとともに横浜市に報告する。

(保健衛生)

第 22 条 利用者の定期健康診断は、年 1 回以上行い、その記録を保存する等日常における健康管理に配慮することとする。

- 2 施設における感染症、食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- 3 施設における感染症、食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 4 職員に対し感染症、食中毒の予防及びまん延防止のための研修を定期的開催するための計画を定める。

(秘密保持等)

第 23 条 施設職員は、業務上知り得た利用者及び家族の個人情報等につき守秘義務を負う。

- 2 施設職員は、業務上の正当な理由がある場合に限り、別に定める個人情報に関する基本情報及び個人情報の利用目的に基づき利用者及び家族の個人情報を利用する。
- 3 施設は、職員であった者が正当な理由なく業務上知り得た利用者又は家族の個人情報を漏洩することがないように必要な措置を講ずる。

第 4 章 利用者の規律

(外出及び外泊)

第 24 条 利用者は、外出又は外泊しようとするときは、外出届又は外泊届に所用事項を記入し、届け出るものとする。

(来訪者)

第 25 条 利用者は、来訪者があったときは、その都度来訪者名簿に記入し届け出るものとする。

(環境整備)

第 26 条 利用者は、常に居室を清潔に整理、整頓して良好な環境と衛生の保持に努めるとともに、施設の建物内外の清掃、除草等の環境整備には積極的に協力することとする。

(身上変更の届出)

第 27 条 利用者は、入居後の身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに届け出るものとする。

(融和と信頼)

第 28 条 利用者は、相互に親睦と信頼を深め、よき隣人として融和し、他人の人権を無視するような言動のないように努めるものとする。

(居室内の工作)

第 29 条 利用者は、施設長の承認を得ずに、居室の形状を変更するような工作を加えてはならない。

(承認を必要とする事項)

第 30 条 利用者は、次の各号に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ管理者の承認を得なければならない。

- (1) 敷地内に工作をしようとするとき。
- (2) 敷地内に自動車等を保持しようとするとき。

(動物飼育の禁止)

第 31 条 利用者は、居室または敷地内において小鳥及び小型魚類以外の動物を飼育してはならない。

(政治・宗教活動の禁止)

第 32 条 当施設は、一切の政治的活動及び宗教活動を行わないものとする。

2. 利用者は専用居室以外場で、一切の政治的活動及び宗教活動をしてはならない。また、他の入所者にそれらの活動への参加を強要してはならない。

(損害賠償)

第 33 条 利用者は、故意又は重大な過失によって、建物、設備、及び備品等に損害を与えたときは、その損害を弁償し、又は原状に回復しなければならない。

第 5 章 非常災害対策

(非常災害対策)

第 34 条 管理者は、火災、地震、風水害等非常災害に備えて、消火、避難、救出等に関する計画を定め、定期的に訓練の実施等万全の対策を講ずるとともに、利用者が常に防災に心掛けるよう指導しなければならない。

(火気取締)

第 35 条 管理者は、職員の中より消防法に定める防火管理者を選任しなければならない。

第 6 章 夜間の管理体制

(隣接施設の協力)

第 36 条 管理者は、利用者の安全と緊急時に対処するため、隣接する関連施設の協力を得るため、電話等を連結設備し、常時緊急対応できるよう万全な体制を講ずるものとする。

第 7 章 雑 則

(地域社会の連携)

第 37 条 管理者は、常に地域社会との連携を深め、利用者が地域の一員として、自立した生きがいのある生活が営めるよう配慮しなければならない。

(改正)

第 38 条 この規程を改正・廃止しようとするときは、社会福祉法人みどり共生会理事長の決裁を経るものとする。

附 則

この規程は平成11年4月1日より施行する。

この規程は平成13年10月1日より施行する。

この規程は平成17年4月1日より施行する。

この規程は平成20年6月1日より施行する。

この規程は平成26年11月1日より施行する。

この規程は平成30年2月1日より施行する。

この規定は令和元年5月16日より施行する。

この規程は令和6年4月1日より施行する。